平成２２年（フ）第４１９号
岐阜県瑞穂市穂積96番地１　カーサ・レクエルドＢ　101号
債務者　伊藤　佑樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
静岡県賀茂郡河津町谷津120番地
債務者　小林　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２２５３号
名古屋市昭和区円上町５番30号　エスポア円上103号
債務者　金森はるか
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３９６号
愛知県常滑市本町１丁目15　プランドール203号、住民票上の住所愛知県安城市法連町12番地２　パピリオン豊102
債務者　杉浦　幸一
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９６号
三重県伊賀市荒木353番地
債務者　若林　元晴
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第３９３号
兵庫県高砂市中筋２丁目９番16―202号　パストラル中筋Ｂ
債務者　河　　正治
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６４８号
兵庫県相生市相生4679番地、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区恵美酒399番地３　ロワイヤル飾磨404号
債務者　小野田卓志
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５８号
兵庫県姫路市網干区新在家297番地85ハイツ森下Ｄ号
債務者　伏見　千鶴
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５９号
兵庫県加古郡稲美町野寺629番地の２
債務者　永井　易子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５４号
鳥取県米子市糀町２丁目50番地
債務者　須藤つやみ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１９０号
広島市南区旭３丁目13番25―203号
債務者　帆足　博子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１７号
広島市安佐南区大塚西６丁目11番４―1002号
債務者　東　　孝成
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１８号
広島市安佐南区大塚西６丁目11番４―1002号
債務者　東　眞由美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４５号
広島県廿日市市宮内1286番地１
債務者　橘　　光江
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６８号
広島県廿日市市大野1850番地
債務者　中村　和俊
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５９号
高知市介良乙2745番地15
債務者　西　　将史
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６３号
高知市長浜3491番地３　改住２号
債務者　戸田　香代
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
高知地方裁判所破産係